

第11回佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成18年12月8日（金曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵途典章	助役	高見俊男
	教育長	勝山剛		
	総務課長	小林隆俊	財政課長	小河正文
	まちづくり課長	南上透	生涯学習課長	岸井春乗
	出納室長	小笹和則	税務課長	大橋正毅
	住民課長	山口良一	健康参事	和田進
	福祉課長	内山導男	スポーツ振興課長	井村均
	農林振興課長	大久保八郎	建設課長	野村正明
	住宅管理課長	田村章憲	地籍調査課長	清水好一
	商工観光課長	芳原廣史	農業共済課長	城内哲久
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
	クリーンセンター 所長	森脇正洋	教育委員会 教総務課長	山口清
	教育委員会 教育推進課長	坪内頼男	消防長	加藤隆久
	天文台業務課長	杉本幸六	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
欠席者 (1名)	天文台公園長	黒田武彦		
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） それでは、改めまして、おはようございます。

昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 1 名の傍聴の申し込みがございました。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項につきましては、遵守していただきますようお願いをいたします。ただちに、日程に移りたいわけですけれども、昨日、鍋島裕文君の質問に対して、教育委員会の議事録等の云々がございました。そして、後日、その資料を提出するというお約束がなされておりましたので、鍋島議員の方へは、その議事録等がお手元へ行っていると思うんですが、当局の方から、ちょっと、それについて説明をしてほしいという事でございますので、お願いします。

町長（庵逄典章君） そしたら、教育委員会の方から。

議長（西岡 正君） 山口総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） それでは、失礼します。

昨日、鍋島議員からのご指摘に、そういう資料があるというお答えをしておりました。現実に平成 16 年の 11 月 24 日に 16 年度の第 8 回定例教育委員会の会議録の中に、この事を議題として、町長部局の方へ事務委任をするという、そういう内容で協議をしております。受付をしております。その後、11 月 26 日に当時の 4 町の合併協議会の庵逄会長の方へ、教育委員会の服部隆司委員長の方から、11 月 26 日付けで職務権限内容についてという事で、報告文書を提出しております。その中で、事務委任をするという報告を出しております。以上です。よろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員におかれましては、一般質問、もう既に終わっておりますので、そういう資料を、もう提出されておりますので、その点で、ご理解願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それとですね、昨日も申し上げましたように、天文台の黒田園長におかれましては、奥さんの弟さんの死去という事で葬式に参列の為、欠席という届けが出ております。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 でありますが、昨日に引き続き一般質問を行います。通告に基づき順次、議長より指名をいたします。

11 番、山本幹雄君の発言を許可いたします。

〔 11 番 山本幹雄君 登壇 〕

11 番（山本幹雄君） 11 番、山本です。昨日一昨日と連日のように各議員から、風邪引いておりますので、ちょっと喉の調子が良くないんで、ちょっと聞き辛いか分かりませんが、お願いいたします。

連日のように各議員からいじめについての質問がなされています。それだけ新聞やテレビで取り上げられ、世間の注目が感心が高くなっている事ではないかと思えます。

そこで、いじめについて、学級崩壊について、私も教育長に質問させていただきたいと思えます。私のように、未だ小学生や中学校に通う子を持つ親といたしまして、このいじめ問題、学級崩壊問題は、深刻に考えさせられる問題であり、どう取り組むべきか考えない日は無いほど、考えさせられる問題であります。将来ある小さな子らにとって、このいじめ問題程深刻な問題はありません。新聞やテレビ報道にありますと、いじめの中には、耐え切れず自殺をはかる小学生まで現れ、連带的に何人もの子どもも自殺をはかっており、また、その学校の校長先生までもが、自殺をしておるといった深刻な社会問題化となっております。一部には、いじめられる方に問題があるのではないかという声も聞かれるが、いじめられる方の態度や行動に問題があるからと言って、いじめて良いというものでは決してありません。いじめの問題は、何があってもいじめた側に、その責任が 100 パーセントある事は間違いない。これだけ連日マスコミに取り上げられ、死者まで出ているという事が、報道されていながら、尚いじめの問題が後を絶たない事に、この問題の深刻さがうかがえる。学級崩壊の問題にしても、問題の原因は同じところにあるのではないかと考えられる。確かにいじめ等の問題は、以前からもあったろうが、そのいじめ方、あり方が、今日のそれと、かなり異なる事に問題がある。以前は、クラスに強力なリーダーがいた。いじめる側にしても、リーダーの存在を常に気にしながら、リーダーの意に反しない程度であり、それ以上のいじめを行えば、リーダーがいじめの問題に毅然とした態度で臨んでいた為、いじめの問題が今ほど深刻化しなかったのではないかと。学級崩壊にしても、クラスに強力なリーダーがいなくなった為、誰にいるか事なく、生徒が事業中であっても自由に行動をしている事に問題がある。今日のいじめの問題も学級崩壊の問題も根は同じ所にあるのではないかと考える。一つの組織をまとめようとした時、どうしても強いリーダーの存在は必要である。以前は、そのリーダーの役割を教師が担ってきた。クラスで何か問題が生じた時、強力なリーダーシップを発揮し、ただちに問題解決を図った。しかし、今日教師は、昔のようにリーダーシップをとれていない。強力なリーダーであるより、仲の良いお友達でいる事を良しとする風潮が最近の教師の中にあり、その事に問題があるのではないかと思う。そこで面白い記事を見つけた。毎日新聞 11 月 24 日金曜日の朝刊で、なれ合い学級がいじめを誘発といった記事が掲載されていた事である。この記事は、河村茂雄教授、心理学者の調査で分かった事であるが、なれ合い型の学級では、教師が子供に引きずられ、いじめを防ぐどころか加担する恐れもあるという。いじめは、加害者側の資質や教師の指導力不足に直接の原因が求められがちだが、河村教授は「主に教師と教え子の関係で決まる学級集団の全体的な特性に注目すべきだ」と訴えている。河村教授は、全国の児童約 5 万人を対象に、教師や同級生との関係などを問う「Q U テスト」と呼ばれる心理テストを実施。分析の結果、学級の特性といじめとの相関性が判明した。なれ合い型では、当初は教師と子ども達が良好な関係を保つかに見えるが、最低限のルールを示さないため、喧嘩やいじめが生じやすい。教師の「まるまるしてよ」という友だち口調の指示を誰も聞かなくなり、放置すれば学級が崩壊始まるという。また、運動や勉強が得意であったり、喧嘩の強い子どもが学級をまとめ、教師が頼りになるケースも多いが、その子供の取り巻きが特定の子どもをいじめの標的にし、全体が同調した場合、教師が止めるのは困難で助長や加担の恐れもあるといった記事が掲載されていた。

そこで教育長に伺う。佐用町では、教師と生徒の立場がハッキリし、監理型の学校なの

か、はたまた、この記事にあるように、なれ合い学級なのかどうか、もしなれ合い学級で、問題が生じた場合、教育長は、どのように指導しようとするのかを伺います。

よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） それでは、教育長答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭に言われましたように、昨日、一昨日もお話しましたけれども、これだけいじめの問題が出て、社会的な問題と大きくなっております。そういう中で私自身も非常に胸を痛くしておるところであります。そういう事で、お答えさせていただきますが、議員ご指摘の通り昔のようなリーダー的な児童、生徒が見られない学校の現状の中で、教師の役割は、非常に重要だと認識しております。教師は、生徒とのコミュニケーションを図るため児童生徒の視線にあった言動で指導することもあります。基本的には、学習指導や生徒、児童指導を通して、人として大切な学力や人格を育てる役割があります。なれ合いでは学級経営、学級づくりはできませんし、子どもを正しく導くこともできないと考えています。当然厳しい指導を必要とする場合もあれば、優しく導くことが必要な場合もあります。町内の各学校は、より豊かな人間性を育てることを目標に教師自ら日々児童生徒と、更には、保護者と正面から相対するよう指導しておるところであります。問題が起きた場合は、校長以下全職員が一丸となって、毅然とした姿勢で間髪無しで対処するよう指導を繰り返しておるところであります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、山本議員よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 教育長の話では、厳しく指導していただいているような話がうかがえました。間髪無く指導して毅然とした態度でやっていってる、という事なんでありませけれども、もう少し付け加えさせてもらいますと新聞の記事の中に、ある埼玉県のある県立高校の話として、親や世間から激しいバッシングにさらされた教師の権威が失墜した事が、なれ合い教師の背景にあると言う。なれ合いを避ける為には、一人一人の意見に耳を傾ける一方で連帯的に対しては、毅然とした態度で臨む必要があるという。ルールを示せない学級では不安定な状態を避ける為、3～4の小集団が多数生まれ、河村先生は、これを不安のグルーピングと呼ぶ。この結果、排他的で共通の密室や共通の敵をつくり出す事は、結束を強める早い段階で対処しないと小競り合いが激化し、学級崩壊に至るため特定の子やグループが教師の指導力を上回れば、いじめや問題行動をとらないとあります。悪い事は悪いと教師が毅然とした態度で生徒に接していれば、生徒もいじめにくくなる。こういう事があるんですけれども、今先生としては、毅然とした態度で臨んでいただいているという事でありませけれども、昨日の質問の中にも、8件だったですかね。いじめの問題があると言ったりしておりますし、私も昨年PTAの小学校のPTAの会長もさしていた

だいておったりした関係で、ちょっと先生の事も伺っておるんですけども、どうしても、中々そうではないような先生の話も実は伺ってます。で、そういう先生に対して、先生は、先生じゃなくして、教育長としては、どういうふうな指導、先程言われたように、本当に毅然とした態度で臨むようにするべきであるし、又教育長の方として、そのように、学校関係に取り組んでもらいたいと思うんですけども、そういう、ちょっと毅然とした態度を取りきれていないような先生に対して、どのような対応をされているのかを、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 教師、校長以下ですね、佐用町の小中学校ですが、191名の教職員がおります。その中で一番大きい学校でも、校長以下20人、少ない学校では15、16人。こういう学校規模なんですけれども、その中には、いろんな職員がおります。厳しいと子どもから、親から見られる先生。非常に優しいという評価を受ける先生。更には、もうちょっと頑張ってもらいたいと言われる先生、こういういろんな職員がおる中で、学校運営をしていっているわけで、私は、昨日も申しましたけれども、小学校、中学校現場でおりましたが、実際議員が言われるように、非常に指導を何回も繰り返さなければならぬ教員も現実におりました。普通、大人また教師であれば、一つ言えば、少なくとも二つ、三つ、四つの事は、分かってくれるだろうと、こういう思いがするわけですが、やはり一人一人の今までの経験と言いますか、それと基本的な物の見方考え方と言いますか、これは、中々指導を重ねても自分のものにならない部分も多々あります。しかし、一人で学校運営は、また学級の経営運営はできません。そういう中で10数人から20人の教職員が切磋琢磨して一人の先生の不足については、周りの者がカバー、援助をしていく、そういう中で、学校経営をしていっているのが実態であります。特に、議員がおっしゃられた、その様な教師については、本当に細かい部分までですね、校長を中心として、研究会を持ったり又事例を挙げて生徒指導、児童の生活指導面の事をですね、お互いが共通理解をしながら、更に、そういう職員がしっかりと自分のものとして、一人で堂々と子ども指導したり、親に話ができたり、そういう事を重ねているのが実態であります。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） そしたら、もう少しあんまりしつこくせんとかかなと思うんですけども、昨日ね、井上議員も言われておったんですけども、いじめについて、この問題、いじめる問題、誰が悪いか、その時に教育長は、学校も悪いしというような部分を返答されておったと思うんですけども、私は、いじめについては、今日も冒頭で言わせてもらったんですけども、100パーセントいじめた方が悪いと思うんですよ。それ以外、一切ないと。例えば、よく先生も悪い、責任は教師に、今求められて、先生も悪いとか言われたりするし、先生もそうです。私達が悪いんです。指導力が悪いんですと言ったりもするんですけども、悪いのは、100パーセントいじめた子どもが悪いんです。それ以外に、私は無いと思うんです。ただ、教師が悪いのは、指導責任を怠った事についての責任は問われるとは思いますが、悪いのは、100パーセントしつこくなりますけれども、子どもだと思えるんですよ。いじめる子どもが悪い。そこら辺を先生は、どういうふうに取り扱っているのかなと思います。もう一度、昨日、井上さんの方も聞かれてましたけれど

も、同じ質問をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先程議員がおっしゃられたように、実際、いじめた者が、それは悪いには、決まっております。更に議員おっしゃられたように、学校も悪いと言うんか、学校は子どもを預かって、そして健全な育成をしなければならない。そういう仕事だろうと思っております。ですから、学校にも責任があると、このようにお答えしたつもりです。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） で、私何で言ったかと言いますとね、やっぱり責任、まああるんですけれども、誰が悪いと言うのをハッキリして、そういう事がハッキリしないと問題の解決というのが、絶対に見えてこないんです。だから、校長が悪い、教頭が悪い、誰々が悪い、例えば、この役場の職員で、誰かが何かあって、まあ止めたとしたら、ほなら、町長が悪いんかい。と言うて、町長も悪いけどいじめた人が悪い。で、その問題がどこにあるかというのを、曖昧にして、世間のバッシングがあるからと言って、私も悪いんです。安易な形で、こう言わなしゃあないんでしょうけども、いう形だけをとっておったんでは、問題の本質は、見えて来うへんと思うんです。そういう意味で、何でその私が先程いじめの原因というのは、教師もそういう部分での指導力不足、今陥りよんではないか的な話をさしてもらいましたけれども、それ以外に教育長は、何かいじめの原因というのは、こういうのは、ほんまにあるんですという部分を何か感じられている部分あるんですかね。いじめの原因でどこにある。そういうふうな事、思われますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） いじめの原因がどこにあるかという事なんです、昨日もお話したように、例えば身近に障害者の子と一緒に学級で生活しておる。そういう中でですね、その子に対してクラス全員が、どういうふうに目を向けて行ったり、支えあったりするか、この辺は、一番最初例えば、学校へ入学した時の初日が一番大事なわけですね。だから、受け入れ体制、これは、教職員がどうしていくか、で、その中で子ども達に、毎日のように、障害児なら障害児の子の生活ぶり、そして、何が、どういう所で手を貸してやったらいいのかとか、そういう事を日々の生活の中でやっていけば、もう2、3ヶ月です、割りとフリーな形で生活ができると。これは、3年前に、私は佐用中学校の方で経験しました。しかし、普通に40人なら40人の子ども達が、そう目に見えない障害を持たない子ども達、こういう、その社会、普通一般に見て普通だと捉えた時に、どこに教師が、仲間作りだとか、学級作りなんかの目標を置くか。これがボケると子ども達は、1日この学級をどういう学級にしていくんやという目的意識がないと、どうしても勝手気ままな生活が浸透してしまうと。ですから、まず学校は4月当初の1週間が、その学級を私は左右すると言っても過言ではないと思っています。だから、原因というのは、いろんな一概にあって、こうで、こうでという事は言えないと私は思っています。人間が触れ合って生活していくわけですから、ふっとした言葉でも、それが大きな問題として長引く場合もございますので、その辺、ご了承いただきたいと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、ねえ、教育長の答えとしては、いい答えかなとは思いますが、私も、私は、質問と意図しようとしているのは、まあ、先生は、教育長というのは、起こった現象に対して、こうして取り組む、まあそういう事なんだろうと思うんですけども、私としてはね、一概に言えませんけども、小さい時から人に命令されたり束縛される、行動を束縛される事もないし、自由奔放に大きくなれば、他人を労わる気持ちも芽生えず、いじめを行うはずであると。教師と先生、生徒は、それも同じではないか。教師の方々に自覚していただき、生徒に接していただきたい。そういう事を、ちょっと言いたいなと思ったんです。やっぱり、生徒が自由奔放に行動を、先生が止められなければ、この根本的な1個1個の現象に対しては、対処できても、次この問題に対処しても、次また対処できない。根本は、やっぱり自由気ままに生きている事を行動しよう事を、学級崩壊で授業中うろうろしよう事を止められないような事になっては、やっぱり、何時までたっても、この問題解決したら、次にまた同じ様な問題が起きてくるのではないかと思います。それでね、昨日朝ねテレビでデートDVという問題報道されておったんです。それで、デートDVというたら、どういう事かと言うと、結婚してない若いカップルで、まあ20代の若いカップルですけども、男性が女性に暴力ふるうというわけですね。今、よくありますけども、若い子の場合、デートDVと言うらしいです。で、最近、母親が子どもを殺す。また子どもが親を殺す。こういう問題しょっちゅうニュースにもなっております。で、これ母親が子どもを殺す原因って多くあるのが、やっぱり母親が子どもを結局、自分の行動に子どもがおる事が邪魔やと。で、子どもが親を殺すのは、自分を理解してくれない。自分の行動をこの親が理解してくれない時に子どもが親を殺すと。で、これどういう事かいうて、やっぱり自分の自我を抑えきれない。自由奔放にしている結果、親が子どもを殺すし、子どもが親を殺すし、授業中生徒はウロウロするし、気にいらんなら相手をいじめるし、やっぱり、そこら辺を、キッチリ学校側で教えていかへんと、この1個1個が、何があっても、その事例に対して対処するだけだったら、これいつまでたっても同じ事になるんじゃないかと思う。そういう事で先生は、どういうふうに思われるんかなというのを、もう1回ちょっと伺いたいなと思うんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学級崩壊と言いますか、授業が落ち着いてできない、そういう場面を想定してお話しますけれども、以前、その保育所、保育園ですね、自由保育とか言うような事がですね、出てきた時期があります。で、佐用郡、佐用町については、保育園がほとんどで保育所がほとんどでありまして、そのまま小学校へ入ってくると。そういう中で、やっぱり自由保育の中にも色んなしつけ、例えば机に座って小学校へ上がる、就学前であればですね、せめて30分、きちっと座ってお絵かきができたりですね、話が聞けたり、そういう事をやっぱり必要だと。改めて就学前教育を充実していこうという事で、佐用町には、保育園それから幼稚園マリアがありますので、小学校、中学校、高等学校これの生徒指導連絡協議会というのを作っておりまして、まあ生徒指導面を中心に話をしている組織であります。そういう中でそれぞれの部会で小学校の課題、保育園の課題、中学校、高等学校の課題を出し合いながらですね、こういう点では、共通した理解のもとに子育て

をしていこうと、しつけをしていこうと、そういう話を今まで積み重ねて来ております。そういう事を、一つ前提におきまして、やっぱり小学校1年生入ってきた子ども達を見ますと、どうしても落ち着いて長い間座っておれないと。で、直ぐ立ったりまた椅子の上に足を置いたりするような場面も、チョコチョコ私も目にした事があります。しかし、それは、1年生の担任、大変な事なんですけれども、1学期ぐらいになると、大体落ち着いて来ます。1学期終われば、大体落ち着いて来ます。けども、夏休み42日程度ありますので、そこで又2学期9月ですねまた一からと、で、9月に入りますと運動会がありますので、今度落ち着いて授業という雰囲気にはなりません。どうしても20から25日間程度はグラウンドへ出たりしますので、運動会が終わって又10月頃から、もう一度仕切りなおしたいというのが、小学校なんかの一つの1年間のパターンと言いますかね、そういうものがあります。そういう中でも徐々にですね、落ち着くようになっては来るわけなんですけれども、最近では、非常に多動傾向の子ども達も増えているのか、児童生徒が全体的に少なくなっておりますので、よく目立つようになってきているのか、その辺の事は、ちょっと数値的には持っておりませんが、学級崩壊とはまでは、私は認識しておりませんが、非常に手のかかる児童がおる事は事実であります。一つしつけとか学習をどう定着させるかという事については、私は、基本的には、学校で学ぶ、または身に着ける生活習慣とか、学習の姿勢だとか、そういうものは、家庭と連携して同じ歩調で行く必要があると。例えば、簡単な事ですけども、便所のスリッパを揃えると。相手が次来た人が履きやすいように、きちっと揃えると。これは、家庭であっても、当然見につけておる必要があると思うんですね。ご飯を食べる時でも、「いただきます」と「ごちそうさま」と、で、誰かが、自分がこぼしたところを、周りの者が拭いてくれたら、「ありがとう」と、こういう言葉は、当然家庭でも出る、出さなあかんと思うんですね。人間と人間とのふれ合いですから。その辺を、学校は学校、家庭は家庭というような部面がどうも、最近出て来ているような思いがしてならないわけです。ですから、学校は、特に長期休業中等の生活指導については、できるだけ昨日も言いましたように家族の一員として、きちっといろんな役割を持たせて欲しい。それと学校へ行っておる、日に日にの生活パターンというものがあります。早ね早起き、朝ご飯をキチット食べるとか、そういう事も含めてですね、家庭できちっとやってもらわないと、また新しい学期になれば、一からの特に低学年の場合は、一から出直してあるという事は、親も学校も、もっともっと認識すべきじゃないかなと、その様に考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 家庭の方でも、きちっとやってもらって、そういう事してもらわなあかんのんですけれども、この前テレビ見よったらね、給食をね、他所ですよ。他所ですよ。テレビですから。家の子、給食じゃのうて、弁当持って行かしたいんやけど、どうだろうか言うたいものがありますね。そしたら教育長が困って、県の方に相談して、県の方が困って、国の方へ相談して行って、返事が分からんという感じで、自分とこらで考えてくださいという返事もるとかという話あるんですけれども、何で校長に、家の子、給食やのうて弁当持って来させて、あかんのんですか言うた時、あきませんいうて一言言わんのんか。皆で決めた事は、皆でせなあかんのんですよ言うて、そんな事、教育長にわざわざ聞いて

みて、教育長もアタフタして、県に聞いてみたり、何で僕何も絶対の権限を持たなあかんと思うけど、そういう毅然とした態度を持ってもらいたいというのがありますね。結局、先生も分からへんで、オタオタ、オタオタして、ただ、先生ばかりいばつてもしょうがないんで、これは新田さんも言われておったけども、PTA共よう相談しながらね、こういうふうに行きますよと、だから、こういう問題があっても駄目ですよって、聞きませんよ。皆でやる事は、皆で守るんだというような事をしてもらわなあかんと思いますね。それが、先程言いましたように、アタフタして、ねっ、校長先生に聞きましよう、何しましよう言うて、例えばこの前テレビでやっておったんでも、運動会の時に弁当持って来る。親が、ほんまにあった話ですけど、屋台出して、そこで、これが家の子の弁当じゃ言うて、それは子どもの弁当かどうか言うたって、そんなあほな事あり得んのんで、それは、駄目ですと、はっきり、やっぱりけじめをつけるという習慣をね、学校側もとってもらわなかんのかなと思います。それで、ちょっと中国でね、春秋時代の鄭国の宰相いうのんを子産という人の言葉がちょっとあったんでね、「次善のやりかたは、猛しくすることである。火は烈しいので、民は遠くから眺めて畏れる。それゆえ、焼死するものは鮮(すくな)い。ところが水は懦弱であるから、民はそれに狎れて翫(もてあそ)ぶ。すると水死者が多くでる。寛大な政治はむずかしい」政治は厳しく行う方が良いという病床の席で言った言葉ですけどね。で、これ学校でも社会でも、全部言えとんじゃないかなと思うんです。ただ、厳しいだけじゃ駄目なんですよ。厳しいだけじゃ駄目なんですけども、ただ今あるような形で風潮でね、学校で友達でありましようとか、それだけじゃあ、組織というものを維持するというのは、絶対難しいというふうに思いますんで、そこら辺を、ちょっと、特に気をつけながら、教育長の方には、お願いしたいなと思う点と。最後にね、教育長の所轄の問題、生涯学習課や教育長の手から離れた事が良いのか悪いのかって、一生懸命、昨日も言われておったし、難しい問題かなと思ったりもするんですけども、この問題が関係ないのかも分かりませんが、こういうご時世、難しいご時世ですのでね、特に学校教育にね、教育長が一生懸命取り組んでもらって、生涯学習の方も大切ですけどね、大切じゃないとは言わんけども、生涯学習の方は、ある程度分別の分かる人がメインなんで、分別の分かる人に対しては良いけども、特に一生懸命厳しいご時世なんでね、学校教育の方にも専念してもらって、教育長としては、わしは、もっとほんまは、いろいろやりたいんや言われるかも分からんけども、やっぱり、こういう難しい時代だけにね、ちょっと学校教育に取り組んで専念してもらって、一生懸命、今佐用郡の子どもが悲しい思いをしないようにするためにもね、頑張っていたきたいと思います。

まあ、質問なのか、ちょっと何かよう分からんようになりますけれども、そういう事で終わりたいと思います。

議長(西岡 正君) はい。

教育長(勝山 剛君) どうも、山本議員ありがとうございました。激励していただきまして、私は、いつも校長でいた時に、こういう言葉を職員にも、子ども達にも訴えてきました。「一人の喜びは全ての者の喜び、一人の悲しみ苦しみは、全ての悲しみ苦しみ」との考えをいつも持ってくれと。私、これからも、そういう事で教育に携わっていきたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

議長(西岡 正君) それでは、山本幹雄君の一般質問は、終わりました。
続いて、19番、森本和生君の質問を許可いたします。

19 番(森本和生君) 森本でございます。先日より各議員の方から重複するような質問が、こう出ておりますけれども、なるべく避けながら進めて行きたいと思っておりますので、明快な答弁を求めます。

私は、4 問について通告いたしておりますので、順次質問していきたいと思っております。

1、平成 19 年度予算編成について、「ひと、まち、自然がきらめく共生の郷佐用」新しい町のまちづくりの基本方針であります。基本理念は、一人一人を大切にすまち、自然と共に生きるまち、共同で未来を開くまち、住民と行政との協働による自立したまちづくりを目指し、進めているところでありますが、平成 19 年度予算編成の時期となり主要事業、合併特例債事業及び行財政改革について問うものであります。

2 番、浸水対策雨水排水路工事について、10 月 12 日関係部落において、浸水対策雨水排水路の説明会がありました。6 点程の説明の中で年度別雨水管路の計画、管路断面の工法、近々に入札をして業者を決定するので、関係者の官民境界の設定について。工事後の復旧について、水路の清掃について、水路上の占用物について協力の説明であります。席上で時間雨量を、どの位の雨量の設定での排水溝を決定しているのか。この雨水計画の全体計画はできているのか。終末の排水溝は、計画はどうするのか等の質問をしましたが、答えはできません。特に、この地域は、平成 16 年の台風による浸水で大きな被害を受けている。その為の今回の計画であり多額の経費を投じるものであります。住民切望の事業であります。工法設備について議会説明も住民説明も無く行政サイドの工事をしていく事に住民の不審があります。問うものであります。

3 番、県民交流広場事業について、新町のまちづくりは、旧 4 町の速やかな一体性の確保と均衡ある発展や住民福祉の向上を図る。住民と行政との協働のまちづくりが不可欠であります。前 9 月議会でも紹介しましたが、県民交流広場事業は、県の CSR の拠点となる施設の整備を進めてきた法人県民税、法人税割りの超過課税を活用し、より身近な小学校校区程度の単位で、皆が集う場づくりと活動を応援するもので、町と連携しながら県民交流広場の為の整備経費や整備費や活動費への助成、これにより地域を舞台とした実践活動、交流生涯学習、情報収集、発信などの為の多彩な場づくりと活動を応援し、元気と安心のコミュニティづくりを広げていくものであります。ちなみに対象となる地域は、小学校区を区域とするもので、申請主体は、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、ボランティアグループ、NPO で構成された住民組織等であります。対象となる取り組みは、住民誰もが利用できるコミュニティの拠点整備、地域づくり活動の展開であります。また、助成額は、1 小学校区、整備費は 1,000 万円以内、活動費も 300 万円以内であります。ちなみに現在佐用町は、14 小学校あります。それから特例として、旧の小学校に対してもあるという事がありますので、旧の石井の小学校区の校区あるいは海内の小学校の校区、平福の小学校の校区にも同じ様に、1,000 万と 300 万の活動費が与えられるものだと理解しております。本事業は平成 18 年度から本格実施に先立ち 19 年度の 11 地区、17 年度 25 地区でモデル実施されておりますが、この事業は、旧 4 町が合併した本町にとって、最適な事業であると思っておりますので、この情報提供を、そういう今、作っております各小学校の校区の地域づくり協議会等に、こう情報提供していくという事を進めていただきたいという事で問うものであります。

4 番、平成 19 年産から新たな需給システムについて、米政策について 19 年産から新たな需給調整システムに移行することが、経営所得安定対策等実施要綱において決定されました。平成 19 年度からの国の支援策は、米政策改革推進対策の見直し、地域水田農業ビ

ジョンの高度化実現に向けて。新たな山地づくり対策について。稲作構造改革促進交付金について。集荷円滑化対策の拡充について。関連する対策の概要であります。

新たな需給調整システムの考え方は、今までは、国をはじめ行政による生産数量目標の配分をしていたが、国による需要見通し等の供給に需給に関する情報提供に基づき、農業者、農業者団体が、主体的に需給調整を実施する、いわゆる行政による生産数量目標の配分は行わない。生産調整方式作成者がシステムの中核となり、地域水田農業推進協議会から、提供される情報を元に、方針作成者自らの生産数量目標を決定すると共に、生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量の目標配分するものである。本町への与える影響と対応を問うものであります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、森本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

平成 19 年度予算編成の主要事業、合併特例債事業及び財政改革についてのご質問ですが、それぞれ昨日の矢内議員からのご質問にも平成 19 年度予算編成に向けての取組み、考え方等を申し上げましたところでございます。

平成 19 年度の主要事業は、本議会開会の中で行政報告でも一部述べさせていただきました。本年度から取り組んでおります情報通信基盤整備事業、円応寺高田線の橋梁改修、南光支所の整備事業そして上月小学校の屋内体育館の建設又はしはりま環境事務組合の事業に係ります佐用町内の周辺整備事業又佐用保育園の改築、移転改築計画などを予定をいたしております。合併特例債や過疎債など交付税算入の有利なものを活用しながら、予算編成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。又行財政改革につきましては、今日この一般質問の後にですね、一応基本的なマスタープランについての説明もさせえたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、雨水排水路の工事に関してでございます 6 月の川田議員からのご質問の答弁と重なる部分があるかと思いますが、全体計画の概要と趣旨、本年度計画について、再度概要を述べさせていただきます。佐用の中心市街地は、地形的に佐用川の水位があがると、商店街の内面排水ができなくなるため、強制的にポンプ排水させる必要がありポンプ施設は本年 3 月に完了しております。7 月 19 日の豪雨時には、ゲートを閉めて早朝からポンプを作動させ、ポンプ排水の有効性を確認をしております。ご承知のように、商店街の排水路は、農業用の用排水路として利用されてきた屈曲した水路と道路側溝であり、市街化した現状で雨水の排除断面が極端に不足する場所について、国の下水道事業で雨水計画の認可、事業採択を受け下排水路幹線管渠工事として新設改良計画を実施できるものでありまして、この認可に沿って 5 ヶ年計画を立てておりますが、できうれば 3 年間程度で完了させたいというふうに考えております。全体計画での新設の水路は、中町交差点から、旧岡野医院の前の交差点を經由して旧ダスキン佐用店までの間は、県道、町道の車線内の道路の下にボックス・カルバートを既設の幹線排水路に接続をいたします。この区間の新設暗渠は、道路内での掘削の深さで、深いところで約 2 メーター程度になるため、車道の片側車線の中央部に埋設し、民家に隣接する既設の道路側溝は、取り壊して自由勾配側溝で復旧するようになります。また、安本新聞店前の付近は、ボックス・カルバートを埋設する予定として、上下流の断面確保できている区間は、水路底の改良、障害物除去等により、流水能力の改良を、実施をいたします。長谷川酒店裏の既設幹線は、自由勾配側溝に改修、又中町交差点から鉄道間については、山からの水が速やかに幹線水路側に流れ込むようボ

ックス・カルバートに改良し、商店街に滞留をさせないように考えています。

次に、年度別計画であります。本年度は、亜都里絵喫茶店前から巴宅前の既設水路改修、旧ダスキン店を經由して旧岡野医院前まで、付近までの間の幹線水路の改修、長谷川酒店裏の路地の水路改修、旧ダスキン佐用から上流約 70 メーター間は、水路底の一部改修、亜都里絵喫茶店前から西坂菓子店横は、自由勾配側溝での改修を実施中であります。平成 19 年度は、西坂菓子店前から岡野医院さん前までを自由勾配側溝で、県道の JR 側を自由勾配側溝での改修、中町交差点までは、新設の幹線ボックス・カルバートを計画をしています。平成 20 年度は、中町交差点から重田ギフト店前を經由し常徳寺までの水路改修、中町交差点から、兵庫信用金庫前付近までの水路改修、中町交差点から JR のガード方向に、ボックス・カルバート及び開渠での水路改修を計画をしています。又残る県道の側溝の改修も同時にできないかとの要望を県土木事務所にもしておるところでございます。

浸水対策としてできる限りの早期完成を目指しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、県民交流広場事業につきましては、県の地域コミュニティ支援施策として創設されたもので、本町の協働のまちづくりを推進する上で大変有効な助成事業として捉えており、効果的に活用していきたいというふうに考えております。この県民交流広場事業の概要は、5 年間でソフト事業 300 万円、ハード事業 1,000 万円の合計 1,300 万円が 1 小学校区単位を原則に、地域自治組織に直接交付され本町ではまさしく 13 の地域づくり協議会毎に該当するものであります。しかし、基本ルールとして現状の小学校区が単位となっていることから、佐用地域の利神小学校区では、統合前の長谷、平福、石井、海内小学校の 4 小学校毎に地域づくり協議会が組織されており、現状の制度では、1 小学校区 1,300 万円の助成限度額を 4 つの協議会で分けることになり、他協議会との不均衡が生じることになります。このため、現在県民局を通じ地域事情を考慮し、現状の地域コミュニティ単位、旧小学校区単位に 1,300 万円の助成限度額が交付されるよう、特例として認めていただくための要望を行っているところでございます。したがって、県民交流広場事業の推進につきましては、まずこれらの交付条件がそれぞれの協議会に平等公平なルールになることが第一というふうに考えております。更にこの事業を活用する段階になるためには、地域づくり協議会が地域住民に広く認識され、地域の課題を住民の手で解決するための仕組みを地域の皆さんで考えていただきながら、よりよい地域を作るための計画書「地域づくり計画」が、それぞれの地域づくり協議会で作成された段階で、その支援施策としての、この事業の有効活用を図りたいというふうに考えております。このため各協議会が県民交流広場事業を具体的に申請していくためには、もう少し時間がかかるというふうに思いますが、本事業の申請期間は、平成 22 年までとなっており、その間、申請時点から 5 年間対象となることから、本年の 7 月に誕生したばかりの地域づくり協議会が地域住民に広く理解されるまでの間、十分に住民の皆様と話し合いながら推進をしていきたいというふうに考えております。

次に、経営所得安定対策等の見直しにより平成 19 年度から実施されます、米の需給調整につきましては、19 年産から農業者、農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することになりますが、この新たなシステムは、農業者、農業者団体が国、県等から提供される需給に関する情報を基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムであります。具体的には、農協等、生産者団体が主体的に生産調整方針の中核となり、水田農業推進協議会等から提供される情報等を基に生産数量目標を決定するとともに、生産調整方針に参加される農業者に対して、生産数量目標を配分するしくみであります。

町としては、平成 18 年度までは、旧町の水田農業推進協議会で生産調整、稲作作付け面積の配分を実施しており、19 年度からは佐用町として要綱に沿った、水田農業推進協議

会を設置し、生産者団体と協議しながら引き続き円滑な需給調整に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、この場での森本議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） はい、町民の一番の関心、合併するんに当たっての一番、ここをやってくれいという事は、行財政改革という事でアンケート取っても、やっぱり行財政改革が一番に見直すん。合併によって効率のある行政運営をしてもらいたいという事が、一番多かったと思うんですけども、その事についてはね、行政改革についての説明会を又開くという事なんでまたその時に聞かせてもらったらええと思います。もう一つは特例債の問題なんですけれども、特例債とそれから交付税の問題、交付税の問題については、当然合併したら予定しておったような交付税の考え方が当然、出て来るんですけども、その交付税の考え方、合併した町と合併しない町とのどういう影響が現在出ているのかいう事を、町長ら色々情報知っておられると思いますので、例えば上郡町はどういう事になったんだとか、合併してない町。それからまた合併した佐用町は、こういう交付税の計算で、まあ思惑しておったんですけども、それ以上にあったとかいうような事があると思うんですけど、その点はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） まあ、まだ合併をしてですね。1年ちょっとが経ったところで、実際に今後どのようなですね、状況になっていくのか、ハッキリとですね、こうつかんでいくまでにはなっていないと思います。ただ、これも交付税もですね、配分、総額とその配分、その両方があって、結局、総額について、色々とも削減をしていくという事で、方針が出ておりますけどもね、まあ、今年度の交付税は、この先般お話ししましたように、昨年度より若干増えた。これは、ある意味では合併の色々な算定基準があって、そういう特例の措置がされた中で確保されているという事は間違いないというふうに思っております。又先般 12 月 1 日に合併、特別交付税というものが、交付されるわけでございますけれども、これは 12 月と 3 月に分けて交付をされております。そういう事で 12 月というのは、基本的には、ルールに則っての、算定がされるという事が、普通言われるんですけども、今回の 12 月分の佐用町においては、昨年度より若干増えた形で交付税、特別交付税が決定をいただいたという事です。まあ、近々の上郡町においては、殆どその交付税が、12 月分は交付されなかったと。というような事もあります。それが合併をしたからそうだったのか、そうじゃないのかというのは、それはハッキリは、そういう事は明確にされているわけではありません。ただ、財政運用上ですね、どこの町も非常に厳しいやりくりをしながら支出をしております。毎月人件費もかかっておりますしね、工事金の支払とか、いろんな物にそういう物を、毎年 12 月には幾ら位お金が入ってくるだろうという事を、やはりある程度計算した中でですね、資金運用をしているわけです。それが、全くほとんど入ってこなかったというようなね、形をとられますとですね、非常にそこに大きな穴が空きますね。その分、例えば 3 月に持ち越して 3 月で交付されたとしても、その間の 3 ヶ月間、4 ヶ月間の資金運用を別個にしなきゃいけないという事態が出て来るわけです。その辺がですね、それが、もう少し時間が経たないと、どういう意図で、そういう事になって

きとんのかというのがね、私も分かりにくい部分があると、ハッキリ言えませんけどね。まあ、おかげで佐用町の場合には、一応当初考えている計画をしている中で、それをある程度上回る中ですね、現在のところ合併後の財政運用ができて、資金運用ができて、という事は、まあありがたいなと思っておりますし、合併を、これしていなければですね、本当に実際、来年度予算なんかを編成するに当たってですね、かなり本当に厳しい、もっと状況が生まれたというふうに思います。まあ、合併してもですね、香美町というのが、兵庫県内にあるんですけども、そこにも公債、実質公債比率が 25 パーセントを超えてしまっているというような状況の中ですね、来年度は、非常に厳しい又基金もですね、ほとんどあんまり無いんですね。それで基金についても当てにできないという事で、入ってくる金、交付されるお金だけで予算を組まなきゃいけないという事で、先般も町長会の中で香美町の町長、非常にまあ、どうしたらいいんだという事で、いろんな苦しい話を聞かせていただきましたけども。まあ、佐用町においても厳しいですけども、何とか、そういうことと比べたらね、まだある程度余裕があるなど、体力のある中でね、基盤をシッカリとしていかなきゃいけないなという思い入れをしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本議員。

19 番（森本和生君） 確かにね、テレビでもやっておりますけれども、一番にいじめの問題なんかも、そうなんですけれども、夕張市の北海道の夕張市なんかの財政再建団体になったというような事で、ほなら、誰が困るんか言うたら、町長が困るわけ、あっこは市なんだろうけども、市とか町とか言う、一番のその役人の人が困るんか言うたらそうではない。住民の生活しとう人が一番困る。その人らが借金というか、これから負担を今までよりも負担を多くして、同じ生活をしていくにしても、負担が多くなっていくというような事なんでね、その辺、財政を公金を預かって財政を運用する者にとっては健全財政で住民に負担を少なくできるような形の財政運営をしていくという事が一番責任あるものだと思います。あのテレビ見ておったら、えええー、あないな事になって、段々段々、人口が減って行って、何万人もおった人口が 5,000 人程になっていくという様な事、未だこれから私らは、この町には住んでおたって、住民サービスが低下するし、負担が多いなるから、余所の町行くんですなんて言うような報道しておりましたけどね。やっぱり一番困るんは、住民が困るという様な事も含めてね、財政運営をキチットしていくという事。それから一番心配されておったんは、合併してほんまに良くなるんだろうかというような事も、この佐用町の隅々の人は思われておるんですけども、今話聞かせてもらうように、厳しい中でも、何とか前年よりは交付税は多く見てもらとうと、思惑よりも多いというような形であればね、当然、町長の努力だろうと思っております。その辺、またこれから、特例債、それから財政運営について、また質問する機会があると思うんで、時間が有りませんので、次行きたいと思えます。

次、平成 19 年度産から新たな需給システムというような形で、需要と供給を今までは、こう行政サイドでやっていったと。国からのいろんな指令でやっておったというような形で、これからは、新たな需給システムで行きますよという事で始まるんですけども、そういう体制が、これから町長、農業政策についてもね、今までは役場の職員、国から来たやつを県に、県から町の職員、町の職員から生産調整、前は減反減反言う様な事で、生産調整の話だったんですけども、今は、生産目標を何ぼに決めていくんかというような農政になっていきよんです。減反政策じゃなしに、生産目標が何ぼにしていくなかという事を、

今までは行政サイドで決めていったんやけども、これからは、変わってきますよと。いう事なんで、その辺どれぐらいな関係で係わっていくんか言うような事も含めてね、農業政策、ものすごく変わっていく、これから農家の人も農業政策いうんは、今まではもう農家の人は特にそうなんですけれども、自分の作ったもんは、例えば 100 円で売ろう思ったって、100 円で売れない。市場に出して初めて値段付けてもらって、ああ、今日は 80 円だった、今日は 120 円だったというような形で、自分の考えた農業、自分で考えた、自分とこの作物は、わしは 100 円で絶対売らなあかんのやし、そんだけ手かけとんやと言うても、売れんような状況がこう、あったんですけれども、これからは、そうじゃないですよと言う農業の転換が変わって行きようと思うんですけれども、行政としての農業に係わる姿勢というものを、どう思われますか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

町長（庵邊典章君） 私達佐用町の農業の実態は、ご存知のように非常に言えば、零細な小規模農業ですから、その価格とかそういう物も、その市場をです、動かしていけるぐらになです、力が全体に持てればいいですけれども、結局個々にとっては、一人一人、そういう大きな国の政策なり全体の中でね、町としても一体となってやっていかないと、佐用町だけで取り組めるといふ部分というのはね、制度上大きな制度上の中では、新しい佐用町の制度をつくるというようなのは、非常に難しい状態ではないかと思えます。ただ、国の、こういう考え方が、制度が新しい制度の中に出て来た中でね、まず町としても、そういう制度に乗ってできる農業認定者とか又営農団体とか、そういうものを、やはり力をつけていける所は、やっぱり、そこには、そういう方向で力をつけていただくように支援をしていただかなきゃいけないと思うんですね。だから、全部一律にこうやっていっても、できない所に無理な事をして、同じ方法でやってくださいと言っても、これは、もうできないと思うんです。だから、その辺は、そういう今後は、国もそうですけれども、町としても、農業として、実際に地域の中で、また団体として個人としても意欲的に農業経営を考えていこうと言われる方に対しての支援と、それからそれが中々、それができないと。個人では、それをほなら、どうするかという事の対策と分けて考えて行かなきゃいけないなというふうに思いますし、ただ、それをほなら、町がどこまで係わると言われるんで、どこまでじゃなくてです、それは、この佐用町の町内の農業というのも一つの行政の大きな柱になっているわけですから、これは、当然できるだけ一体となってやっていくというのが、行政の立場だと思ってますから、それは限度はないと思えます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 19 年度から変わるって、今までも、ずっと変わってきたんですけれども農業政策自体がね、単純な考え方で今までずっと来たんですけれども、何か最近、特に又 19 年度から難しい、難しい、これ 1 回読んでも 2 回読んでも分からんような政策、それから国から出て来とうような米の生産調整の支援策の見直しとか品目横断的経営安定対策、農地、水、環境保全向上対策それ、ずっと読んで行くんですけれども、重なったような事、ずっとあって、これ学者じゃなかったら、これ中々解明できへんというような、そういう政策が、ぐっとう折り返って行きようような感じなんですけど、それを農業の人にね、生産しよう人に、ほなら知らせていくんか、きっちり伝えていくというような

事が説明できる役場の職員も僕、これ中々よう説明せんと思うんですけども、何かこれ余分な話なんですけれども、農政事務所とか、食糧事務所なんかもほとんど国家公務員から県の職員になってしまったような改革されようわけなんですけれども、何か事務量ばっかりが多くなってきてね、そのほんまに単純に米作ったらええんやとか野菜作ったらええんやというような、そういう感覚じゃなくなって来よう。そやさかいに、これからは、行政自体が、今町長言われたように、どれぐらいかかっていくんかという話、僕も質問したんですけど、そうじゃなしに、これからの農業は、農業の生産者の関係の人が自立的に自らの農業生産をしてくださいよというような、国からの方向が、そういう方向になっていきよんですよという事だけでもね、きちっと農家の人に与えていく。それから行政が、今まで国県町が生産調整と言いますか、生産目標言うもんを決定していきよったんやけども、これからは、農業者自らが生産調整をしていく時代なんですよっていう事をきちり農業者に伝えていく。生産調整、減反せい、減反せい言うて国が言うて、減反させられて、わしら、5割程しか作られへんて言うて、生産者の人怒ってんですけども、現実には、そうじゃないんです。自分らが生産調整をしていかなあかん方代わりを、行政がしていきよんですよっていう事の認識が生産者の人は無いんです。そやさかいに、その辺農業の転換は、取りあえずテレビでもこれも大根とか白菜とかキャベツとかの価格が安いから、田んぼで、こう全部処理してしまうというような考え方、ほなあれ、誰がほな、その人が損しよんか言うたら、そうじゃなしに、生産団体の関係の人が保険機構のような形の中で生産調整していつて、何ぼかの補償をもらいよう。それで、ああいう形で処分してしまうというような機構ができていっとうだろうと思うんです。そやさかいに全体的に、そういうような機構に移行になるんですよという事だけは、きちっと農家の人に認識をしてもらって、その上行政ができるのは、特にこの佐用の町には、こういう余所の地に無いような、こういう特産品こういう新たな品種又何処にも無いような品種、そういう作物が佐用では、こういうもんですよという売り。売り物を何とか考え出してくださいと。それも農業の生産者団体の考え方で出してください。それを援助するんは、佐用町は特別に、こんなもんにやりよんですよっていう、そういう考え方で、これから行くんですよっていう事だったら理解できますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 森本議員が言われるのはね、私は、そうなれば一番良いと思うんですよ。まず個人の責任、農業者自らがね、考えて土地を守ってまた生産によって、その経営をしていただくと、しかし、その実際自主的にですね、その生産調整をしてくださいと言っても、先程言いましたように、その非常に小規模の中で、またほとんどが兼業農家のような形でしか生活ができないという中で、その農業が営まれているのが現状ですし、また特産品とかですね、そういうものだけで、じゃあ、その全部この農業が成り立っていくか、守れるかと言ってもですね、基本は、やっぱりお米、水田というものを長年やってきたものがないとですね、その土地の耕作作物としてね、やはり成り立たないのが現実ですから、ですから、そういう中で、やはり行政というのは、私は、一人でない少ない人数でできない事を皆で考えていくのが行政という事ですから、この農業についてもね、やはり個人個人のそういう責任というものは、明確にしながらもね、やはり全体で、やっぱり調整したり、その一緒にやっていく、協働していく部分を行政とという形でね、こう一緒にやっていかないとですね、これは、その、もう町の方は個人で、生産目標決めて全部やってくださいよというような形でやれば、それこそ、今やっておられる方、大部分はですね、もう、じゃあ、どうして行ったらいいのか、いくら作っていいのか、1年目はできたとし

ても、それやった事によって、それが生産、売れないとか、その作りすぎたとか、そういう形になった時にもう意欲が無くなってしまう可能性が非常に高いんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、今回の国の政策も非常に複雑にはなっていてあります。当然。それは、やっぱり今の農業自体が複雑に、構造が複雑になってしまって、問題が一律では解決できない。今までの単純な米の減反政策だけではできない。いつまでも、それを続けられないという中でね、やはり、集約をし効率化を上げる為には、農業がどんどん、意欲を持ってやっていく部分については力を入れ、そうじゃない部分については、やはり、これまでと同じような一律の事はできないという中で複雑になってきているところがあるんですけれども、町としては、それをですね、分かりやすく現実に合った形で噛み砕いて、その本当に、農家の人、生産者にですね、伝えていくというのが、町の役割じゃないかなというふうに思うんですけれどもね。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 時間があれなんですけれども、これ農業の話しても、1日しても2日しても議論つきないと思うんですけれども、とりあえず私が丸投げせいと言うような、そういう意味で言いよんじゃないしに、今までこう上からの指示で生産調整色んな事はしよったんやけども、それが、これからは、そういう生産者とか農業団体とか色んな形の人で、その地域に合った作物なり、その地域に合ったような考え方で、これからできるんですよと。又そういう事になって行きますよという事を、農家の人には、認識するような情報提供を、きちっとしてあげるとい事が大事なんですよと。その上に行政が係わるんは、特別な特産品とか、そういうもんには、佐用町は、これに力を入れてますよって言うようなもんをやっていくんに、本気で力を入れていくという事が求められるんと違うかなという話をしております。

それから、もう一つはね、昨日一昨日から地産地消っていう事で、ものすごい事がよって地産地消、自分とこで、地域で取れたもんは、地域の人が消費するというような形でええんですけれども、こういう話聞きました。地産地消いう事で、確かにええんやけども、見てみ言うて、家は、白菜作っても青虫とか虫が、こうこう、箸で晩電池とぼしてでも取ってしよんやけども、あっこのやつ綺麗だろう。あれ、ものすごい農薬使うとうさかいに、あないに綺麗にできるんやがな。というような事を言われておりました。へー、そういう事があるんやな。地産地消、確かにええ言葉なんですけれども、ほんまは、子ども達に給食にね、そこまで、そういう物食べさせるいう管理をね、きちっとできたもんであったら、僕は、安心、安全して食べれるんですけれども、そういう事を、きちっとできるような集団的に、こう作るとかそれをきっちり管理して、安全なもんを作って、子ども達に食べさせるんやったら、ここのんだったら大丈夫というようなね、トレーサビリティとかいうような形で、今、生産履歴をきちっと書いて、顔の見えるような作物を作るというような形、それから、こういう規制のかかっておるような農薬は一切使うてはいけませんよというような事も含めてね、そういう事を、きちっとできたら地産地消は確かにええと思います。そやけども、本当の安心できるんかというところまで、きちっとして、給食には、使ってもらいたいなと思います。

それから、もう一つはね、今、中国なんかが、どんどん入って、外国のそういう野菜あるんですけれども、今トレーサビリティいう事で、生産履歴書いて、何でこないなややこしい事せなあかんのやと。「こんなもん、炊いて食べるんやさかいに、何も毒も何もあれへ

んわい」というような事も言われる人もあるんですけども、一つはね、やっぱり、それだけ外国の物を規制をきちっとして、安心安全な食物を日本の国の者に食べさせたいと思ったら、日本の国は、こういう形で規制はきちっとしてますよと。その商品でなかったら、日本には、輸入して販売してもろたら困りますよ。外国もそうするんだったら入れてやるという一つのね立てに、今国としてもやりよると思うんです。そやさかいに、当然、規制、中国なんかで、いろんな問題があって規制かけるというような事あるんですけども、日本が、きちっとした安全なもんを生産して消費するから、あんた所も、そういう事するんだったら買いますよという事の一つの理由として、トレーサビリティなんかも入ったと聞いてますんで、その辺もね、給食なんか特にもっともっと神経使ってもらって、安心安全のできるような物を子どもに食べさせてやってもらいたい。確かに、地産地消はええ事なんですけれども、その辺だけ、僕言うておきたいなと思ってます。それから、もう時間がありませんので、次行きます。

県民交流の広場についても、前9月の議会でもお話したんですけども、本当にこれ合併して、佐用町にとってはね、持って来いの事業だと思います。そやさかいに、その辺の事を、そういう地域づくり協議会なんかの中でもね、こういう事業があるさかいに、皆機が熟したら当然、こういう事業でやろうやというような事の情報提供をきちりしていただけたらなと思います。情報が欲しいと言う区長さんとかも、よく聞きますので、その辺の事もやっていただきたい。これ宍粟の土万の校区の申請した県民交流広場の事業について認可された資料なんですけれども、地域の人が行政をあんまり、まあ行政からのアドバイスをきちっともらってね、協力を得ながら作った自分らの手作りのそういう事業、交流広場事業の資金をもらって活動しているという事例がありますので、もし良かったら又見てもらったらと思います。それから次に行きたいと思います。浸水の対策の雨水排水工事についてでありますけども、当然この工事について、全体計画と言いますか、僕は雨水計画が、今、作りようさかいに言うて、はや2年も3年もかかって、雨水計画作っていったんですけども、この町中に流れて来る排水の雨量、雨の量は、これ位、時間的に何ミリ以上の雨が降ったら、この排水は、これぐらいの大きさでもつんですよというような、そういう算式が出てやられとうと思うんですけども、これは、コンサルタントに頼まれてやられてたと思うんですけども、そういう計画がきちと出て、ほな、こういうルート of 雨水の排水の仕方をやろう。それから、ここは、これ位な口径の排水溝が必要やと。それから、大川の水が前回も上がって来たんですけども、その大川の水が、町長言われるんには、入らなかったら、この、これでもちますよとかいうような考え方があるか分かるんなんですけれども、それが入ったさかいに、水害があったという一つの原因もあります。そやさかいに、当然この面積の、その水を雨水を受ける面積の雨量がどの程度で、この今計画されとうね、排水溝でもつんだという事はどうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 雨水、当然浸水対策、これには、どんだけの雨が降るかという中で計画しております。これ補助対象で採択限度を採用しておりますが、時間雨量 50 ミリ。これで、当然設計して、面積それから流達時間、降雨強度、そういう技術的な計算の基で雨水計画をしております。以上です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 平成 16 年のあの台風の時に、時間雨量、あれは何ぼだったんでしようかね。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） ちょっと、私佐用の分は、知っておりませんが、当然その中で納まっておると、私は思っておるんです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 時間雨量 50 ミリより多かったですよ。この説明会の時にね、課長来られてなかったんやけども、係りの者が来られたんやけど、雨量何ぼで対応しとんやとか、全体計画どないなとんやって言うたら、いやそこまではいう話で答えが出ななんだんですわ。そやけど、その辺の事を、工事かかりますよという報告があっただけで、それまでの協議言うもんは、一切無しで、近日中言うたら、あれ多分一週間か 10 日後ぐらいに入札されたと思うんやけども、あれ何日に入札されたんかね。これ説明会を 12 日にあったんです。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 自治会の連合自治会、商店街とかそれから佐用町内の自治会の説明会は 9 月の 14 日ですて、それから現場も歩いたり、それから丁度農繁期とか、そこら辺がありました関係で、10 月に入ってから自治会長さんとか、そういう格好に設定していただいて、部落説明を順次しております。それから、農業排水路も兼ねておりますので、それも、その関係者とも協議しております。以上です。

〔森本君「入札」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

下水道課長（寺本康二君） 入札は、10 月の確か 30 日だったと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） はい、10 月の 30 日、駅前、栄町、関係者各位、浸水対策雨水排水路の工事立会いについて依頼。本町の下水道運営につきましては、平素から何かとご協力賜りありがとうございます。これの立会いをしてくださいう事で、日時は、平成 18 年 10 月 26 日言うたら、ほなら入札より前に、もう立会い言いますか、業者が決まりましたので、立会いしてくださいう事が 26 日にあったんやけども、ほなら入札の方が、後からあったんだろうか。それ。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 10月30日、入札は間違いありません。それで、その前にそういう話は、ちょっとおかしいんですけども、全く入札するという話の中でしたいと思うんですが、ちょっと、私もそこに、他の会議でしておりませんので、ちょっと、そこまでは。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 10月ね、これ説明会は10月12日に栄町の部落で説明会がありました。近々に入札しますという事でだって、ほいで10月の20日には、先般雨水排水工事中で、どここの業者が請負されましたのでいう事で、20日に案内状が来て、26日に立会いしてくださいという事で来てますので、それ以後にほな入札があったんですか。

議長（西岡 正君） はい。

19番（森本和生君） 議長、ちょっと休憩していや。時間が。

下水道課長（寺本康二君） すんません。ちょっと。

19番（森本和生君） ちょっと時間止めて。

議長（西岡 正君） それでは、暫く休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時37分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。休憩前について、下水道課長より答弁願います。

下水道課長（寺本康二君） 申し訳ありません。日にち、私勘違いしております。18年10月13日、雨水排水の入札をしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 12日にね、部落の説明があって、13日早入札しようというような形でやられておるわけなんですけれども、町長、これね、ほんまにええ事するんですわ。ほいて、皆喜んで綺麗になるというような事で、喜ぶ事業をするのに、何でこないに部落説明入札の前日に、前日の晩ですわ。それで部落説明して、するような事をやるんか、その辺誰が考えて、やったんか、その辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵途典章君） この事業をですね、一つは、浸水、洪水、浸水対策、水害対策というような名目でね、当然その事も目的を持って、国の補助事業でやっておりますけども、森本議員もご存知のように、町内、町うちですね、要するに生活排水路とか水路というものが、以前からもう、ずっと昔の農業用水とか、そういうものをそのままの形で残ってますね、非常に途中で石積みが崩れたりですね、掃除するのにしても、中々綺麗に掃除ができなかったり、そういう事で何とか改修をして欲しいという、地域の非常に要望があったわけですね。先行して、森本議員とこなんかの前も含めて、栄町の裏をですね、ずっと側溝整備をしました。非常にまあ、単独でやるという事は大きなお金がかかりますので、下水道排水、下水ができた関係の中で、それに下水は汚水だけの下水という事で、水面、雨水の水面排水を行うというのも、一つの事業として採択ができるだろうという事で、前から取り組みましたよね。その事は、地域の皆さんにもお話して来ました。ずっと。ですから、それをね、やってるんで、事業としても、私は皆さんには、ある程度そのご理解がいただいている中でね、当然、皆さん要望の中で進めてきたというつもりでありますから、だから、その設計ができて、その入札の前になりましたけれども、入札発注をしていく前に、まあ一度、そういう形で説明をしたという事だと思います。はい。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） あのね、今も言いようように、ほんまにええ事なんですわ。皆が要望しておった事やるにしてもね、雨水計画、未だや未だやという事で、もうずっと、再々雨水計画、未だできてないかというような質問を、こうさしてもろたんやけども、雨水計画が出たら、これぐらいな面積の、この水がこの排水を通して、最終こういう排水になりますよと。その事について、当然そういう計画が出て、コンサルタントに頼んだら、こういうぐらいな、排水溝の大きさがいるんやというような事も含めてね、やっぱり議会にもきちっと先、こういうもんが出たさかいに、どうや1回見てくれいっというような事も含めてね、出してもらえと思うとったんです。それが、部落説明会いうて行ったら、部落説明会で、そういう形で、まさか晩に寄り合いして、あくる日に入札するとは思えへなんだんやけども、まあ近々にするというような事の話があったさかいに、近々にするんやなという事は、分かっておったんですけど、議会にきちっと説明し、それから住民の代表者とか商工会には言うたいう事もあるんですけども、そうじゃなしに、住民の考え方も、何ぼかは聞きながらね、ほな、この排水溝、これぐらいな大きさにしておったけども、もうちょっと大きいしよかとか、この大きいのはいらんさかいに、小さくしよかというような事も含めて、そういう事で、やってもらえと思うとったんですけども、これ課長、こういう形のスケジュールとか、こういう計画は、課長考えられてやっとなですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） まず6月の議会に川田議員さんの方からご質問があつてお答え、町長の方からしていただいたりしておりますけれども、まず、この工事の発注時期としては、用排水路を兼ねるとか、そういう形の中で、どうしても落水があつて、次の用水がかかるまでにするという形の中で、まず発注をしようという事は、当然用水関係に影響がな

いという形になるかと思えます。それで、現実発注して、9月の初めから自治会それから、そういう関係から順次、説明始めておったと思えますけれども、その中で準備とか、そこから辺にかかりますと、現実11月、資材注文とか製作とかに1ヶ月から2ヶ月かかります。その段階で、早く発注しなければならない。当然その部落説明も必要やという形でございます。以上です。

〔森本君 挙手〕

19番（森本和生君） 森本和生君。

19番（森本和生君） この設計するに当たっては、やっぱり現状の、この佐用町の、この地区の事、よう分かった人がやってくれとうわけですね。

議長（西岡 正君） 課長。下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 当然、その佐用町の出身の担当、それから旧下水道課長それから主幹、それも当然、かかっておりますし、基本計画の中では、旧佐用町においてしております。以上です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 時間が無いんでね、もっともっと話したいんですけどね、ほんまにええ事して、住民が喜ぶ事するんです。それから、この排水の事についてはね、ものすごい落差がある言うたらおかしいんですけども、自分とこの水だけ流れたら、自分とこの関係ないわと。そやけども、下の終末の人は、使うとこの人にしては、必死なんですわ。そやけども、そういう所の人は、一生懸命何とか排水ができるように、水が溜まらんようになっていうような事で考え、色んな知恵を出されるんですけど、上の方の人、高いようなところで、関係ない人は、しらっとしたような感じで、水が流れたら、それでええわっていうような事があるんですけども、時間が無いんであれですけど、もっともっと議論したいんですけども、とりあえず町長ね、これから、ほんまにええ事して、町長、喜ばれる事するのにな、何か不満とか不信とかいうようなもんが、次々出て来る。

議長（西岡 正君） はい、時間ない。

19番（森本和生君） それから見てもらったら分かるように、商店街の中でも、溝の上に構造物とか、いろんな事があります。それもきっちり話して、時間かけてやった上でこの事業をやっていくというような事も含めてやらなったら、大変な事になると思えます。

議長（西岡 正君） ちょっと、もう時間過ぎましたんで。申し訳ないですけども。

19番（森本和生君） とりあえず1分だけ、便所のトイレのところで間違えとったで。

議長（西岡 正君） ちょっとだけ、ほなら、休憩の時に話してください。

議長（西岡 正君） 一応、ここで閉めさせてもらいます。
森本和生君の発言は、質問は終わりました。
ここで暫く、休憩します。休憩を、午後１時までとします。

午前 11時44分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
今日、午前中に健康課の達見課長が欠席という事で和田参事がご出席をいただけてます、事の報告を忘れておりましたので、午後も和田参事がいらっしゃいますので、その事を報告しておきます。
それでは、続いて休憩を解き会議を再開して一般質問に入ります。
続いて7番、松尾文雄君の質問を許可いたします。

〔7番 松尾文雄君 登壇〕

7番（松尾文雄君） それでは、施設利用についてお伺いします。9月の定例会でこの12月に県に提出されると発言されております行政改革プランの中に、既に取り入れられると思われませんが、施設の利用についてお伺いしたいと思えます。前回の9月の定例会でも同僚議員が質問され、また今定例会の中でも同僚議員が、それぞれ質問されておりますが、今一度お伺いします。4町が合併したので仕方ないというものの、同じ様な施設が旧町には、それぞれあります。そういった施設の利用方法を早急に考えなければ、維持管理費が増大するばかりと思われれます。そういった中で、本庁舎また支所の有効活用についてお伺いしたいと思えます。まず、それが1点目です。
2点目としまして、これも今定例会でも農業政策について、色々と同僚議員がお伺いですが、今一度、お伺いしたいと思えます。町として大規模農家、農業法人、小規模農家いわゆる家族農家の育成について、こういった方法を取られているのか、町としての農業政策についてお伺いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願ひます。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今回議会、一般質問、最後のご質問でございます。松尾議員からのご質問にお答えさせていただきます。
1点目の施設利用についての件であります。過日の岡本議員からのご質問にも、お答えをいたしましたとおり、公共施設の有効活用につきまして、全ての施設について、設置目的や管理運営方法を検証して、効果的効率的な管理運営に向けた見直しを図るとともに、廃止や他用途への転用など創意工夫をして、利用促進と有効活用また指定管理者制度などの活用と利用率の低い施設などは、譲渡も考慮しながら整理統合を図ってまいりたいと考えておりますが、今後早急に色々のご意見を聞きながら、検討してまいります。上月支所とか三日月支所の庁舎につきましては、空き部屋を一部改修をして必要な文書保管庫としても活用をしたり又会議や文化また芸能文化活動など町民の皆さんのですね、利用にも、できるものなら考えていきたいというふうに思っております。

次に、農業政策についてでございますが、近い将来農業の担い手不足及び遊休農地の増加が懸念されていることから、19年度から大きく政策の見直しが実施をされます。集落営農や認定農業者の育成また農地等を地域で共同活用により保全していく支援事業が始まるわけであり、現在町といたしましては、農地、水、環境保全向上対策に積極的な推進を図っているところであり、大規模農家1ヘクタール以上の経営面積として農地の利用権設定をされている場合は、基準に基づき担い手奨励補助金を交付しております。これからも関係機関等協議しながら農地の維持保全を図っていきいたいというふうに考えております。

また、大規模な土地利用型農業を目指す認定農業者については、後継者も育てられる方もあり、今後も認定農業者の育成が重要な課題であると考えておりますが、佐用町全体の農地を考えた時、将来認定農業者だけでは守ることができないと考えられます。そのためには、集落営農による農業の推進も図ることが非常に重要であるというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） はい、まず1番目の施設の有効利用という事で、まあまあ色々と考えられてるという部分ですけれども、まず本庁舎また支所というふうな部分で、非常に気になっているのが、本庁舎に要するに、きちっとした会議施設が無いという事ですね。これは、やはり、行政行う上においても、執行者として非常に残念な部分かなと思われま。そういった中で、やはり、そういった行政としての機能を十分に果たすためには、ストレートに言いますと、この議場これをやはり、行政の会議室とか、そういった部分にしていく、いわゆる本日も傍聴の方いらしてますけれども、この議場が本当にこう、住民が来て良かったと言えるような議場かどうかというのはね、まあ確かに多額の改修費用をかけて直しているんです。それは充分分かります。ただエレベーターも付けたと言いながら、傍聴者の人は利用できない。いわゆる非常階段から上がってくると、傍聴者の人、何を見に来るかと言いますとね、自分が選んだ議員が、どういった活動をしているか。要するに生の声、生の顔、姿を見たいというのが、傍聴者ですわ。それが最悪の事に、こう現実見てもらったら分かるように、傍聴者からは議員が見えないというふうな部分ですね。そやから議場として、やはりこれが相応しいかと言うと、非常にこう相応しいとは言えないというのが現実かなというふうに思われま。そういった中で、多額のお金を投資して、こういった立派な議場をつくったと言うものの、やはり、今一度考え直す必要があるんかなと。やはり、いわゆる弱者と言われる障害者の方でも自由に議場が見に来る事ができるという、いった施設にする必要があるんじゃないかな。そういった部分を考えてみますと、いわゆる旧上月町の庁舎これが議場フロアが全部開いてますね。それで2階と。あその道具を全部持ってきたから、もう1回金かけるいうの非常にもったいないようなありますけども、やはり、開かれた議会、開かれた行政を目指すなら、やはり、そういった部分を、この際考えるべきかなというふうに考えておりますが、町長の考えは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう、これは、説明なりお話するまでもなくですね、この合併における、この準備の中で議場だけではなくて、役場のいろんな業務を行っていく機能、これ

をどうしていくか又は合併の期間に間に合わせて、この準備をしていく、そして費用についても、今ある物をまず有効的に活用して、財政非常に厳しい中ですね、まず安定した財政運営を目指しながら、将来の庁舎の整備というのを考えていこうという事で、まあスタートしたという事ですね。ですから、当然充分でない事は、お互いによく分かって、できるだけある施設を何とか工夫をして使えるようにという事でやっております。ですから、当然議場においても、本当に現在の議場としては充分ではないと、非常に問題もあるという事は、お互いに重々分かっているところですし、ただ議会の議場だけではなくてですね、一般業務を行っていく庁舎の事務所としてもですね、分散をして今配置をしております。

実際に効率的なですね、また十分に連携を取った事業調整を行っていく為にも、会議室だけではなくて、事務所そのものもですね、できるだけ一体的にその配置をして、日常的には、やはり業務を行っていく事が、非常に大事だというふうに思っているところです。ただ、先程言いましたように、庁舎においてもですね、まだ合併して1年しか経たないわけで、今後、そういう色々な財政状況を見ながら又それに向け、財政の安定を図りながらですね、全体のやっぱり、将来の、この役場機能、行政機能というのを、行えるような施設に考えていくという事が大事であり、それをね、できるだけ早くやっていくべきじゃないかなという感じはしております。ただ、議場だけをですね、上月例えば上月支所に置いたとしてもね、そこへ持って行って、即その充分に使えるのであればいいですけども、元々の議場では、当然議員の皆さん方が座られる場所が確保できませんし、広さ的に、これだけの課長、職員がですね、お互いに、この議会として運用、行っていく為のスペースというのが、もうできないわけですね。まあ、三日月の議場にしても、立派な議場があるんですけども、それが仕えないという事は、当初からお話してきたところです。ですから、その新たにね、そこに大きな又大規模なね費用をかけて、何とか使うようにしても、それも充分なものが、中々できないという事であり、またこうして議会を行い、色々充分な議論をしていくためにも、やはり、議場が日常的な議会活動においてもですね、この本庁舎から離れた所に設置するという事は、非常に議会運営上も又支障のある所だというふうに思っておりますから、当分の間ですね、この議場でやはりお互いに我慢していただかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ええ、あのね、今議員とかね、職員というのは、辛抱したらいいんですよ。やはり、基本的に住民の方が、どういったことを思われるかという事になりますと、いわゆる行政と住民と、もっと近くするという事になりますと、こういった議会を、やはり傍聴に来るとかいうようなね、来やすい、いわゆるよく言われますよ。福祉の町づくりとか、言葉言われますよ。ただ、本当に、ここが、そういった事ができてるか言うと、できてないんですよ。それは、町長言われるように、そのとおりです。出来てません。それで、今言う、この人数でこのまま上月へ行ったら、絶対無理です。いわゆる行政改革プランという事になれば、当然その中にも、行政改革いう事になりますと、適正化の人数をせないかん。機構改革もせないかん。そういう事をする中で、考えていかないかん。やはり、箱物行政というのは、基本的にどうもならんというのはありますので、今現在あるやつをいかに利用するかという部分になるわけです。今の上月の庁舎が、どれ位総額でかかったか、ちょっと、私分かりませんが、担当課これ分かります総額。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、財政課長。町長。財政課長、はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 全体ですね、関係で申し上げますと庁舎建設基金 11 億 8,200 万を投入されております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

7 番（松尾文雄君） 11 億 8,000 万から投資されている。それで、やはり今の状況のままでもいいのかな。やはり、あれは、如何にして有効活用するかという事になりますと、今言う、ねっ、さっきもチラッとと言われてましたけれど、施設によっては売却と言われてましたけれども、あの庁舎なんか絶対できませんからね。他の施設は別として、ですから、如何に利用するか。それで、ああいった駐車場スペースが沢山ある所というのは、やはり、住民も寄りやすくなる。今度外出支援で、そういった交通機関の無い所には、外出支援の皆さんに、いろいろ役に立ってもらおう、足を準備しましょう言うて、今、やってますよね。ほなら、そういう事になりますと、そういった所に、住民の方を送り迎えする事によって、議会も見ようと思えば見れる、聞けるというふうなメリットもあるかと思うんですね。非常にこう佐用そのものを、非常にあるものを何とか使おうという格好でつくったというのは、充分理解できますけれども、やはりこれは、非常に便利悪いなという事になれば、やはり、そう言った、もう一度、二重投資になる恐れもあります。確かに二重投資かもしれませんが、やはり住民の事を考えればバリアフリーの議会、バリアフリーの町制を目指すとするれば、一つは方法としてはそうかな。ただ、本当に傍聴者の方、健常者の方は、外から来れますよ。昨日なんかでも雨降ってますわね。それで、わざわざ外から、こう上がって来られる、非常に、そういった形でいいのかな。それで、今一度ここに金をかけて、いわゆる傍聴席の方も直す又傍聴席に、もっと上がりやすくする。それをするぐらいなら、今現在ある上月を改修した方がいいんじゃないかなという思いがあります。まあ、上月だけじゃないですけどね。いわゆる三日月に対しても、三日月の件はね、前三日月町長が、まあまあ、考えられたんが、はりま高原じゃないか、11 町協ですか、事務所をこっちに持って来たいないう話はあったんですけどね、あれは、あれだけで、全然、進んでないっていう部分があるんですけども、やはり、如何に有効活用するかという事になりますと、今現在あるやつを使っただきするのが一番かなと。やはり、これは、行政改革を進める上でね、恐らく本日この一般質問終了後、その行政改革プランという物が出てくる、その中には、機構改革というのが当然入っている。言う事のように今の課長が 30 何人いつまでもおるという体制じゃないものが載っていると思うんですね。そこらを含めれば、充分入れられるスペースはできるかな。若干テーブルが狭くなるか、それ位の分部でいける。それでなおかつ、ここが要するに、いわゆる行政のワンフロアになりますと、いわゆる会議室もとれるし、140 人の区長さん方に来てもらったって、ここを大きな広場として使えばできるというふうな部分もありますし、やはり、今ある支所の有効活用いうものは、早急に考えるべきかな。また、そういった事が行政改革プランに、やはり有効利用という事で入っているんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 一つの提案としてですね、今松尾議員から議会についてのお話をいただいております。この議会も非常にね、住民の皆さんに広く公開をして、そういう面での重要さというのは、私も認識はしておりますけども、住民の皆さんへの行政サービスというのはですね、議会だけではなくって、通常のいろいろな業務においてもね、それぞれサービスのしやすいように、また来ていただいて、あっち行ったりこっち行ったりしていただかなくてもですね、やはり便利に色んな相談がしていただいたり、手続きをしていただけるような役場機能を充実していかなくちゃいけない。そういう中で、庁舎というものをですね、やはり立派につくる必要がないと思います。ただ、機能的な、シッカリとした庁舎を整備すべきだろうと思いますし、特に今のようにですね、分散して配置をしているという状況、これは、早く解消しなくちゃいけないと思います。そういう中でね、私は、議会のこの議場等についてもね、十分にまあ、検討、早く考えていく必要があるというふうに思っております。当然行政改革プランの中にもですね、そういう課の、当然見直し、設置も考えていきますし、変更、改革も考えていきます。しかし、これ規模がある程度大きくなった中で、どうしても色んな業務に、これから当たっていかうとした時に、これまでの旧町でのぐらいな規模では、やっぱり、合併したという事にはならない。やはり、かなり規模は、ある程度大きくなっておりますからね、それを中で業務を果たしていかうとすればですね、面積それだけのスペースがいります。議場についてもね、やはり、こういう形で、狭く狭くという、ギリギリに押し込んでというわけにもいきません。ギリギリでもね、中々入らなければ、それを改修したり増改築するという事が出てきます。だから、三日月においても上月においてもね、私らも検討はしましたけども、上月町の議場においては、もう既に最初から議員の皆さんが座られる所の議場は、床が全部そういう段差になっていますよね。で、それも、当時の定員の中でつくられております。それを直そうとすれば、傍聴席の方を取ってしまわなくちゃいけない。そうすると傍聴をどうするんだという事にもなるわけです。相当色々検討した結果、今、止むを得ず現段階に、まず応急的にやっておりますのでね、これを後早くどうするんかという議論をひとつお願いできたらなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、施設そのものをね、統合するとかいう事になれば、庁舎の新しいのを建てないかんいう事ですよ。そんな体力ありませんよ。この佐用町には今、正直言って。そやから、あるやつをいかにして利用するか。いわゆる機構改革なんかは、もう金のかからん話ですから、すればいいんですよ。担当の係りは、いわゆる今の数あればいいんですよ。それで、そこで、どう言うんかな、集約するものを、もっと減らせば充分できる話です。やはり、そういった事が、一番の、まあまあ、これは、この後、行政改革プランという部分が、案が、案て言うんか、県に出されるそのままが出て来るかどうかは知りませんが、提案されるという部分がありますので、それに、ごっつう期待はしているんですけどね。やはり行政改革プランの一つにしてみたって、本日この後するという事ですけども、やはり時間をしっかりかけて、やはり議会行政が一つになって、こういった改革をするんだというのを、一つの目標にする必要があると思いますね。そやから報告だけじゃ無しに、できれば別の時間をとっていただいて充分審議する必要があるかと思

ます。まあ、この後若干ちょっとやられるいう事なんで、まあ、まあ、その前に時間をとっていただきたいという事も、この際ですからついでに言うときますけども。施設利用に関して、本当箱物行政というのは、あらゆる所で失敗しておりますので、これ以上、どうこう建てるんじゃないしに、ある部分を精一杯使いましょう。それで、自分達が動けばいいんですから。住民に、皆、ここ、ここへ来い言わいでも、自分達が出て行くというぐらいの感覚で動けばいいんですから。何ら例えばいわゆる先程も言いましたけども、上月に議会が行く事によって、問題があるか言うたら、問題ありませんよ。直ぐやり取りもできますし、議会の中でもし不都合があれば、休憩とって直ぐ連絡とれば5分もあれば連絡とれるというふうな分部がありますので、やはり、ある施設を有効活用していただきたいというふうに思っております。これは是非とも、そういった形でしていかないと、いわゆる町民に、色んなお願いをしている、そういった中で肝心要な、こういった施設が住民の方が自由に参加できないような状況っていうのは、やっぱり良くないかと思っておりますので、出来ればそういった事を早急に考える中で費用の削減をしていただきたいなと思っております。この件は、それぐらいにしまして、次農業の部分ですけれども、先程言われています大規模農家いわゆる認定農家、まあまあ、後継者も若干出て来たと言われてますけども、営農組合にしてもそうです。今、何が心配されているか、今現在、確かにリーダーとしてやられる方、そういった方であれば恐らくここ5年程は、大丈夫かな。非常に心配しているのが、それから先そういった後継者が充分できるのかな。いわゆる今、自宅作業でこうやられておられる方もいらっしゃるんですよ。ただ、非常に残念な事にいわゆる、そこの担い手、いわゆる後取りというのが、いらっしゃるかと。確かに多くの面積を請け負っておられます。そういった方が出来なくなった時に、どうなるのかな。そういう心配をしています。そういった中で、町独自としてやはり農地の、どうやって守るかという事を、今のうちに考えて行かなければいけないかと思っておりますけども、そういった点をどのように思われているかお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） これは、本当にそういう、どうしたら解決するというような明快な回答ができないのが、今の全ての状況、農業を取り巻く状況だと思えます。まあ、そういう中でじゃあ何をしないか、しなくていいかという事じゃなくって、じゃあ、少しでも何とかまあ、これを対応していこうという事で、いろんな政策もあり考えが出て来ているわけですけども、町にしてもですね、以前にグリーンさよう、そういうのも後継者がいない。そして、それを受けてやっていただく耕作していただける人も、中々いないというような農地をですね、放置できないという事で、まあ町も支援をしながら、作ったわけですね。で、しかし実際にそれを経営をしていこうとするとですね、中々そういう荒れていくような、また後継者もない、作り手もないという所程条件が悪い。まあ、そういう土地をですね、幾ら20ヘクタール30ヘクタール、こう集約していてもですね、まとめていっても、面積がまとまっているだけで、作業効率も非常に悪いですし、それが出来ないという事で、まあ運営も難しいという事で、運営も難しいという事でグリーンさよう、そのものも一応解散をせざるを得ないという形になってしまったわけですね。で、今、それ農協という組織の中で、それを受けてですね、耕作を受けてその引き継いで、ある程度はやっ

ていただいるわけですが、これも、中々費用をですね、誰が見るかという事で、大変です。だから、それが今後とも、引き続いて、ずっとできるかという、中々できないだろう。その今のままでは、難しいというふうに思います。そういう中でやはり考え方としては、グリーンさようがやったようなですね、組織、考え方を町が公費を使ってでも、やるのか。そういう事まで、やっぱり考えていかないと、その中々、そういう耕作放棄田を放置したまま、それをどうして、何とか耕作を継続していくというのは難しいなというような感じはしているわけです。しかし、まあ、その前にですね、やはり、国の政策が出て認定農業者また集落営農そういう事をできる所をね、精一杯やっていただくという事が前提にありますのでね、それから集落の中でそのできるだけ自分達の集落の全体の環境としてもね、農地を保全していこうという、そういう取り組み、そういう考え方もしていただいて、何とか地域の集落の中で、皆ができない所をできる人が、こう代わってでもやっていこうというね、まちをつくっていただかないと思います。しかしまあ、しかし、それもできない所をどうするかという所が既にできてきているわけで、それに対して、町としてやっていくとすれば、一方ではね、行革で経費節減等していかなくちゃいけない中でね、新たな、そういうお金が必要な事が生まれてくるわけです。その辺を、どういうふうに考えていくかというのがね、これから皆さんの、じゃあどうしたらいいのかという話を、私達も一緒に考えさせていただかなきゃいけないんだなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 正直言ってね、本当、結論出てるんですよ。非常に難しい問題です。これ。どうやってええか、僕自身も分かりませんが、ただ、いわゆる心配しているのが、いわゆる認定農業者にしろ営農組合にしろ、そういった方々がいらっしやなくなる。なった時点、いわゆるここ3年から5年ぐらいかなというふうに思われますね。やはり、その営農組合でも、今リーダーがいらっしやる時にはいいんですけども、それが変わる事によって、できなくなるというような状況が現実問題あります。それで、いわゆる農地を守るために担い手の補助金にしても、いわゆる大きな面積を確保している時には、しっかり金額的にしてありますね。いわゆる小規模で家庭的な農家の方が隣近所の方を1枚でも預かって、ほんなら作りましょうかという作っているとこというたら、もう絶対金額の差があるんですよ。ほんまにこう佐用郡にとって、そういった大規模農家を育成いうんですか、そういった事はしていったらいいんですけども、やはり町長、先程言われたように、地域集落の中で精一杯守っていこうとすれば小さな農家にも同じぐらい、同じぐらいいうんか、むしろそちらの方に力を注ぐ事によって集落で荒廃田をなくしていきましょうというふうな形の物をしていくのが、佐用郡にとっては、この農地を守る一つの方法かなと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） もう実際、そういう状況の農地の方が多いわけですから、そこに対

して何らかの手立てをしていかないと、この状況が改善できない。維持できないという事だと思えます。ただ、その農地をその守るといふ事のね中でただ管理をする。何もそこに生産せずね、耕作、その作物を植えずにね、農地を守れと言っても、これは中々続かないんだと思うんです。ですから、どうしても、やっぱし、そこで何か、やっぱし、この当然農地としての本来の目的、機能を発揮させてね、作物を生産していく、作るという事その事がずっと繰り返されて農地が守っていけるんだと思うんです。ですから、そういう意味では各地域の中で小さな農地であっても特産品を栽培したりね、野菜を栽培したり、そういう、それを又栽培する事によって、少しでも収入が得られるようなシステム。これが今、丁度、佐用町旧町でも色々とり組んできたね、直販所を作ったり生産者農家とそこをちゃんとシステム化してね、そういう生き甲斐を持ってやっていただけるようなもので農地を守っていただかないと、その中で今後、私たちと含めて段階の世代、昨日も出てましたけども、まあ新しい未だしばらく頑張れる力というものがね、人材が新たに生まれて来るわけです。まあ、そういう人達の幾らかが農業同じ農家で生まれてね、農業ができると。そういう都会でサラリーマン生活された方が帰ってきて、そういう農業に携わっていくと、新しい生産に農業に従事していただくというね、そういう所に今度支援をしていくというような事をね、やっぱし考えていく事によって少しでも農地を活用していく、その農地の活用によって農地を守ると、まあ、そういう循環をしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ。段階の世代が、これからかなり退職をむかえて、この地元におられる方が増えて来るかな。それで農地もある。ただね、やはり、いわゆる何でもそうですけども、生産するだけでは駄目ですよ。先程も話ありましたけども、問題は販路なんですよ。要するに販路がね、非常にこう残念かな、この今のこの地域の農協は弱いんですよ。非常に弱い。その点、やっぱり農協関係で強いと言え、やっぱり四国とか九州とかいうたらね、やっぱり中国でも販路をしっかりと持っています。やはり、そういった担い手も、当然探さないかんかもしれないけども、販路の部分を考えていかないかん。まあ、地産地消と、先程も学校関係も出てますけども、販路がしっかりしてれば、農地もしっかり守れるというふうな部分がありますので、そういった所を総合的に、やはり、ここ、いわゆる3年から5年ぐらいの余裕あると思うんですね。この間にシッカリ考えていただければ、佐用全体の農業またいわゆる高齢社会における、その元気になるまちづくりの一環かなと思われそうですけども、やはり、農業政策と言いながら販路の方も一緒に考えて行く必要があるかなと思われそうですけど、町長、どう思われてます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） 当然、その今、お話、お話しましたように、そのシステム、そういう、この循環というのは、その作ったものが最後に売れる。それによってまた生産意欲が出て来るという事が無いとね、そこで、どこかで止まってしまえば、それで終わりになるわけです。当然、ここ地産地消という事は、進めていかなきゃいけませんけども、地産地消と言っても、私達、佐用町だけでね、中だけで消費できるという量っていうのは、本当に限られているんですよ。給食とか、そういう所にも使うと言っても、それは、量的にはね、もう本当に、どこか、いろんなもん沢山生産してしまえば、そこでは、もう絶対消費はできない。人間が一人が食べる量っていうのは、決まっていますから、だから、それは、

ここで直販所にしても、余所から作物を買いにね、来ていただく、そういう事を一つ、それは一つ、そういう事も考えなきゃいけないし、それから、生産した物を外へ流通に乗せて出していくという事も考えなきゃいけないんですけども、ただ、流通に今の日本の流通の中に乗せていくと、非常に、そこに流通経費と流通経済資本の中で沢山つくればですね、もう暴落してしまって採算にも何も合わないと、もう生産意欲を逆にね、無くなって、もう止めてしまうというような事が出てくる状況が、今までの例ですよ。特に、そういう農作物というのは、そういう事が今までもあって、中々佐用町のぐらいな規模の生産力でいきますとね、市場を支配するというんか、市場をコントロールするような力が無いわけですから、ですから、まあ一番は、次に町内で、色々と直販所なんかをつくってやってみても、それをね、まずは、ひとつ強化していくという事が大事だというふうに思います。農協、JAなんかにもお願いしているのはですね、非常にまあ、JAのその辺が弱いんですね。で、JAの佐用にある直販所にしてもですね、非常にまあ、不便な所というか、目立たない所にあるんでね、まあ、他の地域へ行けば、かなりそれが遠くからでも、その生産、農作物を求めて沢山の人が来ている所の例もありますし、これだけ佐用の場合はですね、高速道路も整備されてですね、阪神間からも非常に近い、時間的にね、距離にある中で、私はもっとその辺は、生産と売り方を、ちゃんとやっていけばですね、いい物を作り、安全な物を、今日もお話がありましたけども、そういう、ちゃんと安全管理を徹底してですね、生産者の顔が見えるような生産の中で、安心していい物を売っていけばですね、その辺は、かなり伸びるんじゃないかなという期待は、考え方はありますのでね、その辺を農協、JAとかね、農協団体それから生産団体が一緒になってですね、今後取り組む事によって、その辺がある程度伸びるんじゃないか、伸ばしていけるんじゃないかと思っておりますので、まず、そういう事に取り組みたいと思いますね。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね、やはり、生産と販売これが一体化した格好で、今後考えて行っていたら、佐用の農業も若干安心できるかなと思います。そういった中で、非常に農業政策難しい部分あるんですけども、やはり誰もが簡単に係わることもできますし、守ろうという意欲さえあれば、何とかなるかと思えますし、そういった意欲が持てるような農業政策というのは、やはり販路と生産こういう物を一体感として、やっぱり行政は、行政として考えていただきたい。また、生産者は、生産者の中で考えるとこういうふうな部分でお互い協力するところはし合うような努力が必要かなと思いますので、今後ともお願いしまして、以上で終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の一般質問は終わりました。

これにて、通告により一般質問は終了いたします。

また、町当局におかれましては、今回12月定例会で、17名の議員の方から一般質問が出ました。質問の中で可能な事も不可能な事もありまじょうし、また財政面の事もありまじょうけども、充分お含みの上、執行に当たっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたしております。

議長（西岡 正君） 委員会等の開催のため、明12月9日から25日まで本会議を休会し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、来る 12 月 26 日午前 10 時より再開いたします。
それでは、本日は、これにて散会をいたします。大変ご苦労さんでございました。

午後 0 1 時 3 9 分 散会
